

第二十号様式の三(候補者の選定手続の届出をした政党その他の政治団体の解散届出書等の様式)(第十二条の九関係)

その一

候補者の選定手続の届出をした政党その他の政治団体の解散届出書

本政党(政治団体)は、何年何月何日に解散をしたので、公職選挙法第86条の5第7項の規定により届け出ます。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名

総務大臣 氏 名 あて

その二

候補者の選定手続の届出をした政党その他の政治団体の届出要件に該当しなくなった旨の届出書

本政党(政治団体)は、何年何月何日に公職選挙法第86条第1項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなったので、同法第86条の5第7項の規定により届け出ます。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名

総務大臣 氏 名 あて

備考

- 1 様式その一は候補者の選定手続の届出をした政党その他の政治団体が解散した場合の様式であり、様式その二は法第86条第1項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった場合の様式である。
- 2 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。